

別表 2

## 妊娠中毒症等療養援護費支給基準額表

妊産婦が 属する世帯の 階層区分		援護費の支給基準額 の区分	基 準 額	加算基準月額 (入院期間が 7日を超えた 場合の1日当 たりの加算額)	特 別 加 算 額 (入院中に手術療法等 を受けた場合の加算額)	
					開 腹	分娩誘発 その他
A	生活保護法による被保護 世帯 (単給世帯を含む)	円	円	円	円	円
		9, 1 0 0	1, 3 0 0	8, 7 0 0	3, 0 0 0	3, 0 0 0
B	当該年度分の市町村民税 非課税世帯	7, 3 0 0	1, 0 0 0	8, 7 0 0	3, 0 0 0	3, 0 0 0
C	前年分の所得税非課税世 帯	6, 4 0 0	9 0 0	8, 7 0 0	3, 0 0 0	3, 0 0 0
D	前年分の所得税課税世帯 であって所得税の年額が 30, 0 0 0円以下の世 帯	5, 5 0 0	8 0 0	8, 7 0 0	3, 0 0 0	3, 0 0 0

## 備考

- 1 「所得税の年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、当該所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項、第2項及び第3項
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
  - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 2 前年分の所得税又は当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しない場合には、当該課税関係が判明するまでの間は、前々年分の所得税又は前年度分の市町村民税の課税関係によるものとする。
- 3 世帯の階層区分の認定は、当該妊産婦の属する世帯の構成員及び当該構成員以外の者のうち現に妊産婦を扶養している扶養義務者のすべての者の所得税等の課税の有無により行うものとする。